

「算定率向上レポート」
クラウドサービス使用許諾個別約款

本個別利用約款は、メディカル・データ・ビジョン株式会社（以下「当社」という。）が提供する下記のクラウドサービス（以下「個別クラウドサービス」という。）に関する各種条件を規定するものである。

第1条(取引条件)

名称	「算定率向上レポート」
概要	主要指導料・管理料等の算定状況分析及び他院ベンチマークレポート
本サービスの内容	①クラウドサービスの使用許諾 ②クラウドサービスに関する保守業務
利用料	本個別利用約款に同意した日におけるサービス利用者の届出許可病床数に応じて、以下の通り決定する。なお、原則として契約更新時における届出許可病床数に応じた利用料の見直しは行わない。また、届出許可病床数について虚偽又は誤りがあった場合、当社は、当社が本来受領するはずであった金額と実際に受領した金額との差額の 2 倍に相当する金額を違約金としてサービス利用者に請求することができ、サービス利用者は当社が指定する期日までに当該違約金を支払わなければならない。 初期費用：なし 月額費用：1 床～199 床 金 10,000 円（消費税等別） 200 床～399 床 金 20,000 円（消費税等別） 400 床～ 金 30,000 円（消費税等別）
利用開始日	2025 年 4 月 1 日
契約期間	(1) 利用開始日から始まり最初に到来する 3 月 31 日までとする。 (2) サービス利用者が契約期間中に解約する場合、3 ヶ月前までにサービス利用者より当社に書面により申し出をする。
本データの種類	E ファイル（入院・外来）、F ファイル（入院・外来）、D ファイル（DPC 対象病院のみ必須）、様式 1 ファイル
本データの提出方法	当社の案内に従い、データプラットフォーム「MDV Application Platform」にアップロードする方法による。
本データの提出期限	毎月 25 日 提出期限を超過して受領したデータは、次回レポート提供対象とする。
レポート提供期限	本データ受領月の翌月末日まで 提出期限までに最新月の本データがすべて揃わない場合、もしくは本データに不備がある場合は、過去に受領済みの本データからレポート提供を行う。もし過去に受領済みの本データが全くない場合は、当社はレポート提供の義務を負

	わない。但しこの場合でも、サービス利用者は利用料を当社に支払う義務を負う。
レポート提供頻度	毎月 1 回
レポート保持期限	本レポートは、当社にて作成後 1 年間保持し、その後削除する。削除済みのレポートについて、当社は、問い合わせや再提供依頼への対応義務を負わない。
仕様	添付【別紙】参照

2025 年 3 月 1 日制定

「算定率向上レポート」のサービス仕様

- 主要指導料・管理料等の月別実績件数、実績金額の集計
- MDV 算定ルールに則った、算定率や未算定件数等の集計
- 他院ベンチマーク比較、及び増収ポテンシャル分析
- 算定状況の診療科・病棟・疾患単位へのドリルダウン

以上